相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市浜島町浜島九三三番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松尾忠三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

三重県伊勢市楠部町二六三番地一一二　相続財産管理人　森　祐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市出雲町一四〇番地三、最後の住所大阪府和泉市光明台一丁目三二番二―五〇六号　被相続人　亡　繪本　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市朝日三二一番地、最後の住所和歌山県和歌山市楠本一七一番地　被相続人　亡　辻　宏章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

和歌山市三木町中ノ丁一〇番地　相続財産管理人　中　惠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市仁摩町仁万一九八九番地五七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山根　睦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

事務所島根県出雲市渡橋町四三五番地一　相続財産管理人　弁護士　古津　弘也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県赤磐郡赤坂町大苅田二三三番地、最後の住所岡山市以下不詳　被相続人　亡　藤本　靖彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

事務所岡山市北区本町六―三六第一セントラルビル二階　太陽綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菅　真彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県添上郡櫟本町大字櫟本三一〇八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　松村　末吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

広島県三次市三和町敷名二五七五番地、事務所広島県東広島市西条昭和町一三番三四号　相続財産管理人　洲崎　益吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区安佐町大字鈴張三七三三番地、最後の住所広島市中区南千田西町二番四一―二〇三号　被相続人　亡　谷口　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

事務所広島市中区上八丁堀五番二号ＫＭビル五〇一号　相続財産管理人　弁護士　村上　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県川辺郡知覧村西元八八六八番地、最後の住所鹿児島県川辺郡知覧町西元八八六八番地　被相続人　亡　永山　カメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月二十九日

鹿児島県南さつま市加世田川畑三四二七番地六　相続財産管理人　鎌田　哲也

無縁墳墓等改葬公告

大平町東共同墓地敷地内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年六月二十九日

一、墳墓等所在地　愛知県岡崎市大平町字上下り二番地

一、墳墓等の名称　大平町東共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名（墳墓石刻入文字等）

地蔵菩薩相孩子　竹内京高　昭和三年八月十四日、南無法蓮華経　中野とく女　明治三十九年四月、法名釋浄照・尼妙閑　太田善蔵　明治三十三年九月　真道宗童子　玉野良之助　明治二十三年四月二十九日　南無阿弥陀仏　山本駒三郎、法名釋尼　間頼氏、釋祐哲・妙薫・信皆　黒柳庄三郎　文化十年酉八月六日、法名釋尼妙道・尼妙浄　河橋　明治四十年、法名釋広縁・尼妙誘　加藤角次郎・大原廣吉　大正五年十一月十一日、西岡長太郎・西岡冨美子　奈良県人昭和四年十一月二十八日、妙誓敬女　岸下廣吉長女　昭和三年九月七日、南無阿弥陀仏　黒柳氏　明治二十六年九月六日　法名釋最明　横田八重蔵　明治二十一年十一月、南無阿弥陀仏　小林材一郎　明治四十三年十一月、松空真順信女　河村たね　明治三十年十一月六日、南無阿弥陀仏　河村孝作・母よ志　明治二十四年、内山豊之墓、法名釋尼位哲　杉本幸枝　明治三十四年八月建立、釋顕称・妙了　鈴木金治郎、先祖代々之墓　釋清明　伊藤清一・樹信院釋真逸真一　昭和三十六年三月、小林家先祖代々　小林梅三郎・妻さつ、昭和九年八月二十六日、その他不詳十六基

一、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市大平町字市木二九の一番地　大平町東共同墓地管理委員会委員長　浅田　重雄（連絡先〇五六四―二一―八五〇二）

無縁墳墓等改葬公告

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社が施行する梅田・吹田（信）基盤整備事業を進めるにあたり、北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業地内にある、無縁墳墓等について改葬をすることになりました。

墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年六月二十九日

一、墳墓等所在地　大阪府吹田市岸部中一丁目一四番

一、墳墓等の名称　南吉志部墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　吹田市岸部南三丁目一三番一　南吉志部墓地管理委員会　委員長　冨田和昭　連絡先　大阪市淀川区西中島五丁目四番二〇号　国鉄清算事業西日本支社計画工事第一課　電話　〇六―六三〇四―二一六八

無縁墳墓等改葬公告

沼財産区墓地（古野墓地）及び墓地台帳整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年六月二十九日

一、墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉南区大字沼字古野一二六〇番地の一・一二六〇番地の二

一、墳墓等の名称　古野墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　松本市太郎、松本市太郎父（名前不詳）、定次郎（姓不詳）　無縁仏群の墳墓、十六墓の本籍は何れも不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉南区沼南町三丁目六番二八号　沼財産区会長　平野　求（電話〇九三―四七一―四六七九）